

●香川県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年5月25日から同年6月15日まで一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市善通寺町字平谷1368番1地先から 善通寺市善通寺町字平谷1368番1地先まで	7.5~12.3	24	平成17年香川県 告示第379号で 変更した区域の 一部
善通寺市善通寺町字長尾端1843番1地先から 善通寺市善通寺町字長尾端1860番2地先まで	8.3~15.1	83	

- 4 供用開始の期日 平成24年5月25日